



あいわ総合司法書士事務所

あいわ通信

No.125

発行日 2025年10月30日

ごあいさつ



司法書士 椎名尚文

今月号のあいわ通信をお届けいたします。

今月号のあいわ通信では、令和7年度の休眠会社等の整理作業（みなし解散）についてご紹介いたします。

弊事務所では、小さな事件でもお客様の立場に立って、事件解決に向けて誠実に対応しております。お悩み事などございましたら、お気軽にご相談ください。

今後とも、よろしくお願いいたします。

目次：

ごあいさつ	1
休眠会社等の整理作業	2
みなし解散を回避する方法	3
みなし解散のデメリット	4
三段山登山	5

お客様の声を紹介
します

令和7年度の休眠会社等の整理作業（みなし解散）について

令和7年10月10日に、**12年以上登記がされていない株式会社**（「休眠会社」）、**5年以上登記がされていない一般社団（財団）法人**（「休眠一般法人」）について、法律の規定に基づき、法務大臣の公告及び管轄登記所から通知書の発送が行われています。

上記の株式会社、一般社団（財団）法人に該当する場合には、**令和7年12月10日までに必要な登記申請又はまだ事業を廃止していない旨の届出を管轄登記所にする必要があります。**その旨の届出等がされないときは、解散の登記をするなどの整理作業が行われます（会社法第472条、法人法第149条及び第203条）。

12年間、会社名や本店所在地などの変更もなく、役員も同じ人であれば登記も不要と考える方もいらっしゃると思いますが、株式会社の場合、役員の任期は定款で定めても10年が最長です。役員の任期が満了し、同じ人が役員に再任した場合も登記申請をする必要があり、この場合は重任登記を申請することになります。そのため、10年に1回は少なくとも登記がされることとなりますが、これを怠り12年を経過しても何ら登記などをしないしていると、みなし解散となってしまいます。

みなし解散を回避する方法

みなし解散を回避するためには、以下の手続きを行う必要があります。

公告・通知を受けた場合

→ (1) 「まだ事業を廃止していない旨の届出」を管轄法務局に提出する。
又は(2) 2ヶ月以内に「役員変更登記」などの必要な登記申請を行う。

事前の予防策

→ 役員の任期や本店所在地の変更を怠らず、定期的に登記記録を点検する。登記懈怠がある場合は、公告前に速やかに登記手続を済ませるなどの方法が考えられます。

なお、みなし解散となってしまった場合でも、**3年以内であれば会社を継続することは可能**です。ただし、会社を継続できたとしても、登記記録にはみなし解散の記録が残ってしまうため、会社の信用性にも影響がでてくる可能性があります。

みなし解散のデメリット

みなし解散となった場合は、みなし解散法人として官報に公告がされ、登記記録に「解散」の旨が記載されます。また、強制的に取締役は退任し、もはや営業活動はできなくなってしまいます。取引相手も登記記録を確認し、みなし解散していることがわかったら、通常は取引をしにくれません。

解散事業年度の法人税の申告義務が発生し、確定申告が1回分増える等の負担も発生します。法人の代表取締役として届け出た印鑑証明書を取得することもできなくなるため、事業活動に多大な影響が出てしまいます。

また、会社継続の登記には株主総会の決議、登録免許税が必要となり、放置した場合は過料が科される可能性もあります。

みなし解散を防ぐためには、役員のメンバーに変更がなくても再任している場合は重任登記などの役員変更登記を必ず行うことが重要です。

また、相談者の中には定款に規定された役員の任期を把握していない方もいらっしゃるので、自社の定款と登記記録の内容を確認しておくことも重要です。

また、法務局から通知書が届いてしまった場合も、そのままにせずに速やかに内容を確認し、対応することも必要です。

みなし解散は「登記懈怠を放置した会社に対する強制的な整理制度」であり、信用・取引・コスト面で大きな不利益を招くため、公告前に登記を整備しておくことが最も確実な回避策です。

登記手続きに疑問等があれば、登記の専門家である司法書士に相談するというのも大切です。弊事務所でも相談は受け付けておりますので、登記手続きについてのご質問等ございましたら、遠慮なくご相談ください。



三段山 登山

9月27日、小学生の子どもと3人で上富良野町にある三段山に登ってきました。これまでは富良野岳や上富良野岳を登ることが多かったですが、小学校2年生の息子も一緒に登りたいということで、十勝岳連峰の中で標高の低い三段山に挑戦することにしました。

朝6時に自宅を出発したときは快晴でしたが、上富良野町に近づくにつれて雲が厚くなり、今にも雨が降り出しそうな天気になってきました。午前9時に登山口に着いても天気は回復せず、山々は厚い雲の中です。天気の回復を待っていてもどうしようもないので、登山を開始することにしました。所々急な登りもあり、落石危険区間もあったりと苦労しながらしばらく登るとハイマツ帯に出ましたが、それでも雲の中です。稜線に出ると強風が吹き抜けていたので3人でテンション上げて登っていましたが、残念ながら、山頂に到着しても厚い雲に覆われたままでした。

山頂からは、眼下には安政火口を見下ろし、十勝岳、上ホロカメットク山、上富良野岳、三峰山、富良野岳へと続く稜線を望める絶景を期待していましたが、何も見えませんでした。きっと紅葉と相まって絶景だったのだと思います（山頂でしばらく粘りましたが雲がなくなることはありませんでした。）。下山後は、今年も何度もお世話になった国設白金野営場でキャンプをして、今年最後のキャンプを楽しむことができました。夜には雲もなくなり、満点の星空が広がっていました。翌日、来年も挑戦しようと3人で誓ってキャンプ場を後にしました（高井和馬）。



お客様の声を紹介します。

粒米様 この度は 相続登記の手続きをして頂き 大変お世話になりました。
想定していた日程よりも早く、また料金が予算より安く抑える事ができました。
丁寧な説明と親身な対応で 安心してお願いできました。
手続きが完了し 大変満足し 感謝しております。 ありがとうございます。

【相続登記のご相談】

相続登記のご依頼をいただいたお客様の声を紹介いたします。

弊事務所では迅速丁寧に登記手続きを行っております。お気軽にご相談ください！

あいわ総合司法書士事務所 のご案内

札幌市北区北32条西4丁目1番7号
コウメイビル2階

電話: 011-738-1101

FAX: 011-738-1107

電子メール: takai@aiwas.jp



あいわ総合司法書士事務所

あいわ総合司法書士事務所は
言葉だけではない、

真の「市民のための法律家」

を目指しています。

ホームページもご覧
ください

<https://aiwas.jp/>



事務所ホームページ

あいわ総合司法書士事務所では、「真の市民のための法律家を目指す」という目標を掲げ、以下の5つの方針に基づいた事務所運営を行っています。

相談しやすい事務所であること

電話相談・面談相談とも相談は無料です。また、ご予約頂ければ、夜間や休日の面談相談も行います。

依頼を断らない事務所であること

紹介者がいない・お金にならない・面倒だなどの不当な理由でお断りすることはいたしません。せっかく司法書士事務所を探して連絡したのに断られた、ということを極力無くします。

利用しやすい費用体系であること

費用は低廉であることを旨とします。また、債務整理等の案件では、着手金不要・費用の分割払いも可能です。

小さな依頼でも誠実に対応すること

他人から見れば小さなことでも、当事者は深く悩んでいることがあります。どんな小さな事件でも、お客様の立場に立って、事件解決に向け誠実に対応いたします。

偉くない事務所であること

専門家だからと、お客様に対し、威張ることや居丈高になることなどは論外です。利用する人の目線からの発想を大事にします。そして、事件解決のためには労力を惜しみません。

司法書士紹介

しいな たかふみ
司法書士 **椎名尚文**



札幌司法書士会会員432号
簡裁訴訟代理・法務大臣認定
第143056号
1992年司法書士試験合格
理想の司法書士像 偉くない司法書士

たかい かずま
司法書士 **高井和馬**



札幌司法書士会会員694号
簡裁訴訟代理・法務大臣認定
第843010号
2008年司法書士試験合格
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート札幌支部会員
理想の司法書士像 気軽に相談できる司法書士

つぶらい ゆうすけ
司法書士 **粒来祐介**



札幌司法書士会会員742号
簡裁訴訟代理・法務大臣認定
第943017号
2009年司法書士試験合格
理想の司法書士像 親しみを持てる司法書士